

地域産業資源活用事業の促進に関する基本方針

平成27年8月28日

この基本方針は、中小企業による地域産業資源を活用した事業活動の促進に関する法律（以下「法」という。）第三条第一項の規定に基づき、地域産業資源活用事業の促進の意義及び基本的な方向、地域産業資源の内容並びに地域産業資源活用事業及び地域産業資源活用支援事業に関する事項を定めるものである。

第1 地域産業資源活用事業の促進の意義及び基本的な方向に関する事項

1 地域産業資源活用事業を促進する意義

法が目的とする地域経済の活性化を通じた国民経済の健全な発展を実現するためには、地域経済を支える中小企業者が活発な事業活動を展開し、それを地域産業の強化や新たな地域産業の創出につなげていくことが重要である。

地域の中小企業者が共通して活用することができ、当該地域に特徴的なものとして認識されている地域産業資源は、地域の中小企業者が他地域の企業との差別化を図り商品や役務（サービス）の付加価値を高めるための重要な要素となり得るものであるとともに、それを活用した事業活動の成功が、当該地域産業資源を活用した他の事業活動を促進するという特性を有している。

すなわち、地域産業資源活用事業を促進することは、当該事業のみならず、当該地域産業資源を共有する他の中小企業者の事業活動及び当該事業と密接に関連する事業活動を促し、地域における知識やノウハウの蓄積、消費者等の認知度の向上等とあいまって、当該地域産業資源を核とした地域産業の発展に寄与するものである。

2 地域産業資源活用事業の促進に当たっての基本的な方向

地域産業資源の価値は、当該地域産業資源を活用した商品や役務を提供する中小企業者の側だけでなく、それを受け取る消費者等に認められることによって初めて実現するものであり、地域産業資源活用事業の促進を通じて、地域経済の活性化につなげるためには、地域産業資源を活用した商品・役務が消費者及び市場に受け入れられることが重要である。

そのためには、消費者志向に沿った商品・役務を開発し、その魅力・強みを消費者に分かりやすく伝えることでブランド化を図り、効果的な販路の開拓を行うことが必要である。そのような観点から、生産者と小売事業者等の関係事業者間の連携を促すとともに、国、地方公共団体、関係団体、認定地域産業資源活用支援事業者等が連携し、外部の専門家等の知見も活用しつつ、地域産業資源活用事業に対して適切な支援を行うことが求められる。

その際、地域産業資源活用事業の促進を通じて地域産業の発展を実現するためには、地域産業資源が安定的かつ持続的に活用できる状況が確保される必要がある。例えば、農林水産物の生産者等の地域産業資源を提供する者と当該地域産業資源を活用する者が適切に連携を図る取組等を支援することにより、地域産業資源を核とした産業の持続的な発展を

促進していくことが望ましい。

また、地域の幅広い関係者を巻き込み、地域産業資源の特徴をいかした商品・役務を開発し、地域ブランドに発展させていく取組を推進するための人材育成を行うことも重要である。

第2 地域産業資源の内容に関する事項

1 地域産業資源

地域産業資源は、個々の中小企業者や個人のみが有する経営資源の枠を超えて、地域の中小企業者に共有され、現に又は潜在的に活用可能であって、当該中小企業者の競争力強化の源泉となり得る資源である。

地域産業資源として特定され得るものは多岐に及ぶが、その本質的な価値は、当該地域産業資源の特徴として消費者等に蓄積されている認識等、目に見えない部分にある。農林水産物、鉱工業品、歴史的建造物等の有形のものである場合でも、それらの品質、機能、歴史的・文化的背景、認知度等の見えざる資産を地域の中小企業者が共通して活用できるからこそ、当該地域産業資源が地域産業の強化や新たな地域産業の創出の核となり得る。

また、第1で示したように、地域産業資源の価値は、それを活用した商品や役務を受け取る消費者等に認められることで実現するものであるため、他地域の商品や役務に用いられる同種の地域産業資源と比べて特徴的なものとして認識されていることが重要な要素となる。

2 地域産業資源の特定

都道府県は、次の（1）及び（2）の考え方を踏まえ、地域における中小企業者の事業活動を促進し、地域産業の強化や新たな地域産業の創出の核となり得るものとしてその活用を促進する意義を有すると考えられる地域産業資源を特定するとともに、当該地域産業資源を活用した地域産業資源活用事業として中小企業者が商品の生産又は役務の提供を行うことが想定される地域を併せて設定し、その内容を定める。

（1）地域産業資源の属性

特定される地域産業資源は、次の①及び②の属性を有するものとする。

- ① 地域の中小企業者が現に又は潜在的に活用可能であり、その活用を促進することで当該地域産業資源を共有する他の中小企業者の事業活動や当該事業と密接に関連する事業活動を促進する可能性が高いものであること。

可能性の程度については、当該地域における中小企業者の技術、設備、人員及び地域の業種構成や産業構造等を総合的に勘案して判断することとする。

- ② 当該地域産業資源が、他地域の同種の地域産業資源と比べて生産量、品質、機能、歴史的・文化的背景等の面で顕著な特徴を有しており、それによって消費者等に相当程度認識されているものであること。

認識の程度については、地域産業資源を特定する段階としては、次のイからニまでのいずれかに該当する程度の周知度が求められる。

- イ 国の法令又は都道府県若しくは市町村（特別区を含む。以下同じ。）の条例、基本計画その他これらに準ずるものに基づく指定等により広く一般に知らされていること。
- ロ 新聞・雑誌（都道府県内に広く流通しているもの）、専門誌（当該地域産業資源に関連するもの）、テレビ、ラジオ、インターネット等の媒体で複数回紹介されていること。
- ハ 当該地域産業資源活用事業の活動が見込まれるものとして、都道府県等が都道府県内に広く流通する公的な媒体を用いて情報提供を行っていること。
- ニ 都道府県内における消費者又は流通業者等に対する調査等により、当該地域の特徴的なものとして認知されていると判断されるものであること。

（２）地域産業資源に係る地域

当該地域産業資源を活用した地域産業資源活用事業として中小企業者が商品の生産又は役務の提供を行うことが想定される地域は、地理的連続性、地域内での継続的取引の存在、行政単位等の観点を総合的に勘案して判断することとし、基本的に単数又は複数の市町村を単位として設定されるものとする。

3 地域産業資源の内容を定める際の留意事項

都道府県は、地域産業資源の内容を定めるに当たり、次の（１）から（４）までに掲げる事項に留意することが求められる。

（１）明確性

地域産業資源の内容については、中小企業者が明確に認識できるよう、品目及び地域の範囲ができる限り具体的に示されることが必要である。

（２）市町村からの申出があった場合の対応及び関係団体等からの意見聴取

市町村が法第四条第二項に規定する意見の申出を行った場合には、都道府県は、当該申出の内容に特に配慮し、当該意見に沿って地域産業資源の内容を定めるよう努めることが必要である。

また、都道府県が地域産業資源の内容を定める過程においては、商工会、商工会議所、都道府県中小企業団体中央会、農業協同組合、観光協会等の地域の関係団体等の意見を聴取し、それらを十分反映するよう努めることが必要である。

（３）地域産業資源活用事業の成果等を踏まえた適時・適切な見直しの実施

地域産業資源の内容については、中小企業者による当該地域産業資源の活用実態や、新たな地域産業資源に関する研究開発の成果等に応じて、機動的に見直し、充実を図っていくことが必要である。

他方、いったん定めた地域産業資源について、中小企業者による活用が行われず、以後も活用が見込まれないような場合には、当該地域産業資源について定めた内容を削除することが適当である場合も考えられる。

適時・適切な見直しを行わず、過度に多大な地域産業資源について内容を定めることは、地域産業資源全体のブランド力の低減につながることに留意が必要である。

（４）地域産業資源の積極的発信

地域産業資源を活用した商品・役務の付加価値を高め、販路を広げていくためには、地域産業資源の固有の価値が市場に認知されることが必要である。

そのためには、都道府県が市町村、地域の関係団体等とも連携しながら、その定めた地域産業資源の価値について、積極的に情報発信を行うことが求められる。その際、効果的な情報発信を行うためには、域外の有識者等の意見も聴取し、地域産業資源の価値を客観的に伝えていくことが重要である。

4 都道府県及び市町村の施策体系における位置付け

地域において、地域産業資源の活用が中長期的かつ持続的に図られるためには、当該地域産業資源の活用の促進に関する施策が、都道府県及び市町村の施策体系の中にも明確に位置付けられることが重要である。具体的には、都道府県及び市町村の基本計画や各分野における施策方針等においてもこれら地域産業資源の活用の促進や持続的活用への配慮が関連付けられていくことが期待される。

第3 地域産業資源活用事業に関する事項

1 基本的な考え方

地域産業資源活用事業は、地域産業資源が有する品質、機能、歴史的・文化的背景、認知度等の見えざる資産を有効に活用して、中小企業者が自らの商品や役務を特徴付け、それを新たな需要の開拓につなげていく事業である。

地域産業資源活用事業を実施するに当たっては、中小企業者が自らの強みと弱みを認識し、当該地域産業資源のみならず、当該中小企業者固有の技術やノウハウ等の経営資源や外部の資源を有効に活用して、消費者等に価値を提供していくことが重要である。

2 地域産業資源活用事業の内容に関する事項

(1) 地域産業資源活用事業の基本的な内容

地域産業資源活用事業は、法第二条第三項に示すとおり、次の①から④までのいずれかに該当するものである。

① 地域産業資源である農林水産物又は鉱工業品をその不可欠な原材料又は部品として用いて行われる商品の開発、生産又は需要の開拓

ここで、「(地域産業資源)をその不可欠な原材料または部品として用いて行われる」とは、当該商品の品質、機能、効用等にとって欠かすことのできない原材料又は部品として当該地域産業資源を活用することを指す。

② 地域産業資源である農林水産物又は鉱工業品に係る生産活動を利用して行われる役務の開発、提供又は需要の開拓

ここで、開発、提供又は需要の開拓の対象となる「地域産業資源である農林水産物又は鉱工業品に係る生産活動を利用して行われる役務」とは、農林水産物又は鉱工業品の生産者による地域産業資源の生産行為そのものを指すのではなく、観光客等に対してかかる生産行為の体験をさせることや、消費者等に対して農林水産物又は鉱工業品の生産、使用方法等を開示・実演し、当該農林水産物又は鉱工業品の機

能、性能等を実感させること等を内容とする役務を指す。

- ③ 地域産業資源である鉱工業品の生産に係る技術を不可欠なものとして用いて行われる商品の開発、生産又は需要の開拓

ここで、「鉱工業品に係る技術を不可欠なものとして用いて」とは、当該商品の品質、機能又は効用等にとって、当該技術を欠くことのできないものとして用いることを指す。

- ④ 地域産業資源である観光資源の特徴を利用して行われる商品の開発、生産若しくは需要の開拓又は役務の開発、提供若しくは需要の開拓

ここで、「観光資源の特徴」とは、当該資源が観光客を惹き付ける要素として他の地域の同種の地域産業資源と顕著に異なる性質のことを指す。例えば、歴史的・文化的背景や形状、意匠、景観、自然条件等において特徴を有し、観光における重要な要素として認識されているものが該当する。

また、「観光資源の特徴を利用して」とは、観光資源が存在することによる集客力や知名度のみを利用することではなく、当該観光資源の特徴を自らが提供する商品や役務の品質、機能又は効用等の要素として有効に利用するものを指す。

(2) 地域産業資源活用事業における需要の開拓

地域産業資源活用事業における「需要の開拓」は、当該事業を行う者が自ら地域産業資源を活用して開発若しくは生産を行う商品又は開発若しくは提供を行う役務を対象とするものに限定されるものではなく、当該事業を行う者以外の事業者が開発若しくは生産を行う商品又は開発若しくは提供を行う役務を対象とするもの（以下「需要開拓型事業」という。）も含まれる。

需要開拓型事業については、次に掲げる事項に該当する必要がある。

- ① 地域産業資源を活用して開発若しくは生産が行われる商品又は開発若しくは提供が行われる役務の販路を開拓・拡大するため、当該商品を開発若しくは生産する中小企業者又は当該役務を開発若しくは提供する中小企業者に対し、当該商品・役務の需要の動向に関する情報を提供し、当該商品・役務の開発・改良・改善のための提案や援助を行うものであること。

なお、ここでいう「需要の動向に関する情報」とは、単に市場の動向に関する一般的な情報を提供するだけでなく、当該商品・役務に対する消費者の志向に関する個別具体的な情報を提供するものである必要がある。

- ② 需要の開拓の対象となる主な商品・役務並びに当該商品・役務において活用されることとなる地域産業資源及びその地域を特定して行うものであること。

(3) 地域産業資源活用事業が行われる地域の考え方

地域経済の活性化につながる形で地域産業資源活用事業を促進する観点から、当該事業において活用する地域産業資源に係る地域において生産又は提供が行われることが必要である。

(4) 地域を挙げた取組と多様な主体との連携

地域産業資源を活用した地域ブランドの育成・強化により地域経済の活性化を図るた

めには、地域を挙げた取組が必要であり、市町村による3の(5)の③の「ふるさと名物応援宣言」の下で、複数の中小企業者が連携して地域産業資源活用事業を実施することが重要である。また、中小企業者の限られた経営資源のみでは事業の円滑な実施に困難が生じることも想定されることから、他の中小企業者との連携を図るとともに、中小企業者以外の多様な主体の知見・視点をいかすことができるよう、大規模事業者や大学、研究機関、支援団体等の協力を求めることも重要である。

特に、地域産業資源を活用した商品・役務の販路の開拓に当たっては、全国・海外の販売ネットワークを有する小売事業者等の協力を得ることも重要である。

したがって、地域産業資源活用事業計画の作成に当たっては、これらの協力が得られるよう、国、独立行政法人中小企業基盤整備機構（以下「中小機構」という。）、4の(1)の①の地域の支援事務局、関係機関等とも連携しながら検討が進められることが望ましい。

(5) 地域産業資源活用事業計画の認定に当たっての評価基準及び評価体制

① 基本的な評価基準

イ 地域産業資源の活用

地域経済の活性化への寄与という観点から、地域産業資源の特徴・強みをいかした創意ある商品・役務の開発や販路の開拓の取組により、当該地域産業資源を活用した商品・役務のブランド力が高まるとともに、当該地域産業資源の認知度も高まることで、これを活用する地域の他の中小企業者等の事業活動の促進及び競争力強化に寄与することが必要であり、その程度は当該事業を評価する際の重要な考慮要素である。

ロ 新たな需要の開拓の見通し

地域経済の活性化への寄与という観点から、地域産業資源活用事業が商品や役務に対する新たな需要を開拓するものであることは、当該事業を評価する上での重要な要素である。したがって、地域産業資源活用事業として需要の開拓を行う場合のみならず、商品の開発若しくは生産又は役務の開発若しくは提供を行う場合においても、市場ニーズ・市場規模、競合する商品・役務との相違点等を適切に把握した上で、当該事業によって新たな需要の開拓が図られる見通しが示されていることが必要であり、その程度は当該事業を評価する際の重要な考慮要素である。

ハ 地域を挙げた取組と関係事業者、関係団体等との連携

地域を挙げて地域産業資源を活用したブランド化に取り組み、域外での需要の開拓につなげる観点から、地域産業資源活用事業計画の評価に当たっては、市町村による3の(5)の③の「ふるさと名物応援宣言」の対象となっているか、複数の中小企業者の連携による事業であるか、地域の関連事業者や関係団体等、域外の販路を有する小売事業者、地域産業資源活用支援事業者等との適切な連携を行っているかどうかということも、重要な考慮要素である。

二 自然や文化財等の地域産業資源の持続的活用のための配慮

自然や文化財等の保護の観点から、自然や文化財等の地域産業資源を活用した地域産業資源活用事業計画を作成する場合は、その地域産業資源の活用により自然や文化財等そのもの又はその周辺の環境が破壊されないよう、それら地域産業資源の持続的活用のための配慮がなされていることが必要である。

ホ 事業計画の実現可能性

事業計画の内容が具体的かつ明確であり、その主体となる中小企業者の実施体制及び資金計画等を踏まえ、十分な実現可能性があることが必要である。

② 地域産業資源活用事業計画の評価体制の整備

国は、法第六条第一項の規定に基づく地域産業資源活用事業計画の認定を適切に行うため、評価委員会を設置し、その評価を踏まえて認定の適否を判断することとする。

評価委員会は、地域産業資源活用事業計画を公正かつ適正に評価できる有識者、専門家及び関係都道府県等で構成することとし、案件に利害関係等を有する者は当該案件の評価に関与しないこととする。評価委員会においては、「① 基本的な評価基準」に基づき評価を行う。

(6) 計画期間

地域産業資源活用事業計画の実施期間は、三年以上五年以内とする。

3 地域産業資源活用事業の促進により地域経済の活性化を図るための方策に関する事項

(1) 基本的な考え方

地域産業資源活用事業が、地域経済の活性化に寄与するものとなるためには、当該地域産業資源に対する消費者等の認知度の向上及び関連する市場規模の拡大を通じ、当該地域産業資源活用事業の活動を促進するものであることが求められる。

また、地域産業資源が有する品質、機能、歴史的・文化的背景、認知度等の目に見えない本質的な価値は、その固有性や希少性により地域ブランドの基礎となるものであり、これを有効に活用していくためには、都道府県、市町村、地域の中小企業者や関係団体等が連携して、ブランド化に向けて意識的かつ効果的にこれを発信する仕組みを作っていくことが特に重要となる。

都道府県及び市町村は、地域産業資源活用事業を促進することにより当該地域産業資源に係る地域の経済の活性化を推進するに当たっては、適切な役割分担の下、それぞれが相互に連携しながら、国、関係団体等とともに、地域産業資源活用事業の効果を高めるよう努めることが求められる。

(2) 地域産業資源を活用した商品・役務に係る品質等の水準の確保

地域産業資源を活用した商品・役務の付加価値を高め、地域ブランドとして育成していくためには、当該商品・役務に関して一定水準の品質を確保することが重要であり、関係事業者、関係団体等による品質基準の策定や品質管理の取組等が求められる。

(3) 都道府県及び市町村の施策との整合性

都道府県及び市町村が地域産業資源活用事業を促進することにより当該地域産業資源

に係る地域の経済の活性化を推進するに当たっては、当該都道府県及び市町村が実施している施策の有効活用が十分に検討されることが重要である。また、当該都道府県及び市町村が今後行う関連施策の方向性に合致していることが期待される。

具体的には、当該地域産業資源の活用の促進が、当該都道府県及び市町村の地方版総合戦略（まち・ひと・しごと創生法（平成二十六年法律第百三十六号）第九条第一項及び第十条第一項に基づき策定された都道府県まち・ひと・しごと創生総合戦略及び市町村まち・ひと・しごと創生総合戦略をいう。）等のビジョンや中長期計画、各種施策の方針等と関連付けられていることが望ましい。

（４）都道府県における地域産業資源活用事業の促進の方向性

都道府県において、地域産業資源活用事業を促進するための施策を実施する際には、次の①から③までに掲げる事項が基本的な方向性として期待される。各地域の実情に応じて、国、市町村の施策等と連携して効果的な支援が行われることが望ましい。

① 地域産業資源等の認知度向上

地域産業資源及びそれを活用した商品や役務に関する認知度を向上させるため、地域内外の関係事業者や消費者等に積極的に広報・周知を行うことが重要である。

② 国と都道府県との連携

国と都道府県とが連携して地域産業資源活用事業を促進するため、都道府県は、地域産業資源活用事業計画の認定の際に国から提供される当該計画に係る情報を活用し、当該認定地域産業資源活用事業を国と連携して推進することが重要である。

また、認定地域産業資源活用事業が都道府県の支援する事業である場合には、国は、支援施策を優先的に実施する等、相互に連携して事業を推進することが重要である。

③ 都道府県と市町村との連携

市町村による地域産業資源を活用した事業活動の促進のための施策がより効果的なものとなるよう、都道府県は、市町村の求めに応じ、情報提供、助言等必要な支援を行うほか、市町村が支援する地域産業資源活用事業については、相互に連携してこれを支援することが重要である。

（５）市町村における地域産業資源を活用した事業活動の促進の方向性

市町村において、地域産業資源を活用した事業活動を促進するための施策を実施する際には、国、都道府県の施策等とも連携し、次の①から③までに掲げる事項を基本的な方向性とすることが期待される。また、各地域の実情に応じて、国、都道府県の施策等と連携して効果的な支援が行われることが望ましい。

① 地域産業資源の認知度向上

地域産業資源及びそれを活用した商品や役務に関する認知度を向上させるため、地域内外の関係事業者や消費者等に積極的に広報・周知を行うことが重要である。

② 新たな地域産業資源の掘り起こし

第２に示したとおり、地域の中小企業にとって競争力の源泉となる地域産業資源の価値は、消費者等に特徴的なものとして認識されることで実現されるものである。

地域に密着している市町村には、地域産業資源を新たに発掘し、その価値に対する認識を地域内で共有し、これを域外に発信することで、広く消費者等にその価値に対する認識の浸透を図ることが求められる。

また、新たに発掘し、その活用を促進しようとする地域産業資源が、法第四条第一項の規定に基づく地域産業資源の内容の指定を受けていない場合には、同条第二項の規定に基づき都道府県に対して申出を行うことも必要である。

③ 地域を挙げた地域産業資源活用事業の促進（「ふるさと名物応援宣言」等）

地域産業資源を活用した事業活動の促進により地域経済の活性化を図るためには、地域における面的な取組（同業者による水平連携、生産、加工、販売等の垂直連携等）により、地域ブランドの育成・強化を図り、地域産業への波及効果を促すことが必要である。

そのためには、地域の実情に通じ、様々な関係者との連携の軸となり得る市町村が、地域産業資源を活用した事業活動の促進に、積極的に関与することが必要である。

具体的には、市町村において、地域を挙げて支援を行う地域産業資源を活用した商品・役務（以下「ふるさと名物」という。）を特定し、情報発信を行う「ふるさと名物応援宣言」を実施した上で、地域ブランドの育成・強化に向けた継続的な取組を行うことが効果的である。その際、市町村が旗振り役又は後見役として、地域の関係事業者や関係団体等とも連携しつつ、複数の中小企業者による取組を推進することが重要である。

「ふるさと名物応援宣言」の対象とする「ふるさと名物」については、地域ブランドの育成・強化につながるよう、適切に絞り込みを行うことが必要である。

「ふるさと名物応援宣言」は、軸となる地域産業資源の種類により、大きく分けて、次の(i)から(iii)までの3類型が想定される。ただし、複数の異なる種類の地域産業資源を組み合わせた「ふるさと名物」や、複数の「ふるさと名物」を一つのテーマ（地域の気候、地理、歴史、文化、人々の暮らしぶり等の特徴を捉えたストーリー）でつないだ応援宣言とすることは可能である。

(i) 農林水産品活用型

(ii) 鉱工業品活用型

(iii) 観光資源活用型

4 地域産業資源活用事業の促進に当たって配慮すべき事項

(1) 地域産業資源活用事業の支援体制の整備

① 支援事務局の設置

中小企業者が、地域産業資源を活用して消費者等に価値を提供していくことを効果的に支援するためには、外部の専門家等の資源を活用して、中小企業者の直面する課題に応じた適切な支援を行うことが重要である。

こうしたことから、国は、地域産業資源活用事業の計画段階から実施段階まで

一貫して、助言等の支援を行うための支援事務局を、各経済産業局等（経済産業局及び内閣府沖縄総合事務局）の管轄区域ごとに設置する。各支援事務局には、マーケティング等に精通したコンサルタント、起業経験者、商社、金融機関等の出身者等の実務に精通した者を専門家として配置し、都道府県や関係団体等と連携して、商品や役務の開発、生産、販売等に取り組む中小企業者の相談に応じ、市場調査、商品企画、事業性評価、販路の開拓等に係る助言等を実施する。特に、販路の開拓については、地域産業資源活用事業を実施する中小企業者と、小売事業者や地域産業資源活用支援事業者等との連携を推進することが重要である。

また、各支援事務局における支援の充実を図るため、適切な専門家の紹介や全国規模の販路の開拓等の支援を実施する推進組織を併せて設置する。

② 地方公共団体及び関係支援機関等との連携

国は、地域産業資源活用事業の支援を実施するに当たり、地方支分部局を含めた関係府省の適切な連携を図るものとする。また、中小機構、地方公共団体、中小企業支援機関、金融機関、関係団体等との適切な役割分担の下、密接な連携体制を構築し、支援の効果的な実施を図る。

(2) 地域産業資源活用事業の成果等に関する周知・広報

国は、施策の有効な実施を図るため、認定を受けた地域産業資源活用事業や地域産業資源活用支援事業等に関する実施状況や成果等について実態把握に努める。

また、中小企業者等に対し、地域産業資源の活用に係る施策の意義や内容、成果等に関する周知を図っていくとともに、地域において優れた成果を有する経営者や有識者等と連携し、地域産業資源活用事業の取組の拡大に努める。

(3) 地域産業資源の持続的活用のための配慮

国は、地域産業資源活用事業を行う中小企業者において、自然や文化財等の地域産業資源の持続的活用のための配慮がなされるよう、地方公共団体や地域の関係団体等と連携し、必要な情報提供や相談窓口の設置等に努める。

(4) 信頼性のある計算書類等の作成及び活用の推奨

国は、中小企業に会計の定着を図り、会計の活用を通じた経営力の向上を図ることに加え、中小企業が作成する計算書類等の信頼性を確保して、資金調達力を向上させ、中小企業の財務経営力の強化を図ることが、地域産業資源活用事業の促進のために重要であるとの観点から、中小企業者に対し、「中小企業の会計に関する基本要領」又は「中小企業の会計に関する指針」によった信頼性のある計算書類等の作成及び活用を推奨する。ただし、法令や通知等により、企業会計審議会や企業会計基準委員会により公表されている企業会計の基準等に従うこととされている場合には、当該基準等によるものとする。

第4 地域産業資源活用支援事業に関する事項

1 基本的な考え方

中小企業者の多くは、経営資源が限られており、販路の開拓や情報発信を単独で行うこ

とは困難な場合が多い。

そのため、地域産業資源活用事業を適切に実施し、新たな需要の開拓に確実につなげるためには、関連市場の動向や消費者志向を踏まえ、具体的な販路を目指して取り組むことが重要である。

こうした観点から、一般社団法人、一般財団法人又は特定非営利活動法人（以下「一般社団法人等」という。）が、地域産業資源活用事業に対して、消費者志向の観点からの助言や提案、販路の開拓のための小売事業者等との連携の促進等により支援する事業（以下「地域産業資源活用支援事業」という。）を促進することが必要である。

2 地域産業資源活用支援事業の内容に関する事項

地域産業資源活用支援事業は、次に掲げる方法により、地域産業資源活用事業の円滑な実施及び成果の実現を支援することが必要である。

(1) 地域産業資源活用事業を行う者に対して行う地域産業資源を活用した商品又は役務の需要の動向に関する情報の提供

ここで、「地域産業資源活用事業を行う者」とは、地域産業資源活用支援事業計画の認定を受けて当該事業を実施する者のみを指すのではなく、法第二条第三項に規定する地域産業資源活用事業を実施する者全般を指す。

また、「需要の動向に関する情報の提供」とは、単に一般的な市場動向に関する情報を提供するだけでなく、地域産業資源活用事業に係る個々の商品・役務に対する消費者志向に関する情報を提供し、商品の内容やデザインの改良に関する具体的な提案を行う等、その需要の開拓に資するものであることが必要である。

その際、支援の対象となる商品・役務に係る販路の開拓に当たっては、地域産業資源活用支援事業を実施する者の有する販路を活用するほか、国、中小機構等が情報提供する、地域産業資源を活用した商品・役務の販路の開拓等に協力する事業者に関する情報の活用が期待される。

(2) 地域産業資源活用事業を行う者の求めに応じて行う当該地域産業資源活用事業の実施についての指導又は助言

ここで、「地域産業資源活用事業を行う者の求めに応じて行う」とは、地域産業資源活用支援事業者は、地域産業資源活用事業を行う者をあまねく支援する必要があるということではなく、その求めに応じ、その円滑な実施のために必要な指導又は助言の支援を行うことを指す。

ただし、地域産業資源の活用を促進する観点から、地域産業資源活用支援事業の対象を特定の中小企業者に限定するのではなく、支援を必要とする中小企業者を広く支援する内容であることが望ましい。

(3) 地域における地方公共団体及び関係団体との連携

地域産業資源活用支援事業の実施に当たっては、地域産業資源活用事業の促進による地域ブランドの育成・強化に向け、都道府県及び市町村並びに商工会議所・商工会その他地域の関係団体との連携が重要である。

(4) 支援対象の掘り起こし

地域産業資源を活用した商品・役務の開発、生産・提供、販売等を行う中小企業者は、地域産業資源活用事業計画の認定を受けた事業者に限らず、全国津々浦々に存在しており、適切な販路に結び付け、消費者志向に沿って磨き上げることで、消費者への訴求力の高い魅力的な商品・役務となる素材が地域に埋もれていることもある。そのため、地域産業資源活用支援事業の実施に当たっては、地域の関係機関等とも連携を図りながら、積極的に支援対象の掘り起こしに努めることが重要である。

(5) 地域産業資源活用支援事業計画の認定に当たっての評価基準及び評価体制

① 基本的な評価基準

イ 事業計画の内容の妥当性

「2 地域産業資源活用支援事業の内容に関する事項」に沿った事業計画であり、地域産業資源活用事業の円滑な実施及び成果の実現のために適切かつ実効的な支援を行うことが必要である。

ロ 事業計画の実現可能性

事業計画の内容が具体的かつ明確であり、その主体となる一般社団法人等の実施体制及び資金計画等を踏まえ、十分な実現可能性があることが必要である。

② 地域産業資源活用支援事業計画の評価体制の整備

国は、法第八条第一項の規定に基づく地域産業資源活用支援事業計画の認定を適切に行うため、評価委員会を設置し、その評価を踏まえて認定の適否を判断することとする。

評価委員会は、地域産業資源活用支援事業計画を公正かつ適正に評価できる有識者、専門家等で構成することとし、案件に利害関係等を有する者は当該案件の評価に関与しないこととする。

評価委員会においては、「① 基本的な評価基準」に基づき、適切に評価を行う。

(6) 計画期間

地域産業資源活用支援事業計画の実施期間は、三年以上五年以内とする。

3 地域産業資源活用支援事業の促進に当たって配慮すべき事項

国は、施策の有効な実施を図るため、認定を受けた地域産業資源活用支援事業の実施状況や成果等に関する実態把握に努めるとともに、中小企業者及び一般社団法人等に対し、地域産業資源活用支援事業に係る施策の意義や内容、成果等についてホームページ等を通じて積極的に情報発信を行い、その活用を促すとともに、都道府県や市町村、地域における関係団体等と連携し、地域産業資源活用支援事業の取組の拡大に努める。